

町場の新型コロナウイルス

感染予防・感染対応マニュアル

2020.5.15 修正版

全建総連 住宅対策部

現場等での対応について

1、通勤及び工事現場の対応

(1) 通勤時の車の同乗を避ける

できない場合は隣同士の着座を避け、マスクし窓の開放等車内の換気を心掛ける。又、車内は禁煙（煙が肺の組織を痛めることで喫煙者以外も感染しやすくなる）に心がける。

(2) 現場管理者及び職長の役割

1) 朝の健康状態の報告

現場管理者及び職長は、現場入職に際し技能者に、発熱・倦怠感・息苦しさ・臭覚と味覚の喪失などの自覚症状がないかを報告・確認させる。

<ポイント>

その日の現場遅延や収入源を心配して、だまっていたとしても、後になって、感染が判明した場合、感染はお客様や出入り業者にも広がり、より多くの方に迷惑をかけることになる。危機管理の意義を職人に認識させること。また、協力業者事業主に対しても書面等を配布し徹底させる。（注意喚起資料の配布等）

2) 現場作業での対応

①仮設トイレ横・休憩所の中などには消毒液、または手洗いができる場所への石鹸等の設置をする。

②現場作業においてマスクの着用を徹底する。

③共用で使用する機械・工具類は、定期的な消毒を行い感染防止に心がける。

④作業上支障がなければ、ビニール等の手袋を使用し感染防止に心がける。

⑤現場内は、休憩所等を含み、密閉空間をつくらない工夫をし、現場内の換気に心がける。

⑥現場での打合せ等、複数の人数で行う場合は、対面で行わない。又、短時間で行う。

⑦技能者同士が、大声で呼び合うなど飛沫の飛散に注意する。尚、安全管理上の声掛け等においても工夫をする。

⑧休憩時は、お互いに社会的距離（2m）をとる。

2、工事従事者の感染疑いと感染確定の場合の対応

（1）感染の疑いが発生

- 1）新型コロナ特有の自覚症状がある方は「まずは自宅待機」させる。
- 2）以下のいずれかの場合は「コロナ専用相談窓口」もしくは医師会や診療所等（地域による）に電話し指示を受ける

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

○上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様）

※自治体によっては主治医の指示でPCR検査を受けることができます。また、ドライブスルー方式の検査を受けられるところもある。

3）検査結果は速やかに事業主にも連絡をさせる。

- ①保健所や相談窓口あるいは主治医の指示でPCR検査を受けることになった場合にも事業主にも報告を。
- ②事業主は、後の工事遅延などの発生に備え、感染の疑いのあるものが出たことをお客様等にも伝えましょう。

※事前に情報を伝えておくことは、事業者の責任感を示し、お客の心づもりを促しことになり、のちの合意形成を得やすくします。

（2）感染が確定したら

- 1）濃厚接触者（お客様含む）は、全員自宅待機とする。
 - ①事業所の住所の所轄保健所へ報告し指示に従う。
 - ②感染者が出たことを関係者に報告し、感染拡大させない注意喚起を。
 - ③濃厚接触したと思われるものは速やかに自宅待機とする。
（感染者と同居・車内で長時間・一緒に食事や飲酒・手で接触・対面会話など）
 - ④保健所や主治医の指示に従いPCR検査や14日間の健康観察を行う。
 - ⑤呼吸器症状や発熱が出現した場合には改めて保健所等から指示を受ける。

2）事務所や使用器具・設備の消毒

保健所の指示に従い感染者が従事した区域の消毒を行う。

※ 消毒は消毒用エタノール70%もしくは次亜塩素酸ナトリウム0.05%以上で特にドアノブ・スイッチ部分・手すり等

3、お客様とコロナ感染による現場工程の変更について合意を

(1) 感染者及び濃厚接触者は現場で仕事できません。

工期の遅れや一時中止が生じる場合は速やかにお客様に説明し、工期の見直しをお願いし、工期の延長等、契約事項の変更に伴い、合意書を交わす。

(2) 近隣対策

近隣住人より「職人は、休まなくていいのか」等のクレーム・嫌がらせ等が懸念されます。状況によっては、発注者と相談し現場の作業中断等の対応が必要な場合も想定しておく。

事業所内での対応について

1、事務所の感染予防対策

(1) 事務内勤者の務め

1) 出勤前に体温測定・発熱がある場合は、連絡の上自宅待機させる。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は「コロナ専用相談窓口」や主治医に電話して相談すること。

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

○上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様）

※自治体によってはPCR検査専用のセンターやドライブスルー査を受けることができます。

※ 検査を受けた場合の結果を速やかに事業者連絡させる。

(2) 事務所の感染予防対策

1) 手指の消毒（出勤時・お手洗い使用时・外出時）

2) 共有の手で触るものの定期的な消毒

特に便座・ドアノブやレバー系・共有ファイル・階段手摺など

3) 事務所員同士の距離を2メートル以上離す。離せない場合は、マスク着用をさせる。

- 4) くしゃみや咳をする場合は必ずハンカチ等で覆うこと
- 5) 事務所内の換気を行う。

2、事業所内勤者から感染者が出た場合

- 1) 濃厚接触者（お客様含む）は、全員自宅待機させる。
（感染者と同居・車内で長時間・一緒に食事や飲酒・手で接触・対面会話など）
 - ①事務所の住所の所轄保健所へ報告し指示に従う
 - ②感染者が出たことを関係者に報告し、感染拡大させないための注意を促す。
 - ③濃厚接触者と確定したものは、保健所や主治医の指示に従いPCR検査や14日間の健康観察などを行う。
 - ④呼吸器症状や発熱が出現した場合には改めて指示を受ける。

- 2) 事務所や使用器具・設備の消毒
保健所の指示によっては感染者が従事した区域の消毒を行います。
※ 消毒は消毒用エタノール 70%もしくは次亜塩素酸ナトリウム 0.05%以上で特にドアノブ・スイッチ部分・手すり等

- 3) 事務所内勤者全員が自宅待機の可能性
全員が自宅待機の場合は、事業運営に大きな制約を受けます。
 - ①職員との連絡体制の整備。
 - ②テレワーク等の検討
 - ③お客さまへの連絡・報告

3、コロナ感染下の事業所の継続・一時閉鎖

稼働可能な人員ででき、かつ必須な業務などを絞りこみます。
自宅待機者等とのテレワークなども検討し、なるべく人的接触を避ける事業運営方法を検討します。

1 日中同じ部屋で従事することを避けるための方法として、時短・時差出勤・隔日・テレワークなど事業者としてお客との関係や事業資金対策を進めます。

お客様との商談時の対応について

- 1、訪問する場合は、事前に感染対策をして伺う旨を伝える
- 2、対面時は2mの距離とマスク着用を基本に短時間で行う
- 3、事前に見積等を届け、詳細の打合せは、なるべく電話でやりと

りする！

※NET に詳しいお客の場合は SNS などでも詳細打ち合わせも

※奥様にもわかる見積書を作成すること（業界用語や専門用語を避ける）

4、請負契約の締結は、事前に割印等して届け、後に回収する
お客の対応によっては郵送のやり取りも行う。